

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：①水道機工株式会社
②株式会社水機テクノス
業者の住所：①東京都世田谷区桜丘5-48-16
②東京都世田谷区桜丘5-48-16
- 2 指名停止措置期間：①令和5年6月15日から令和5年11月14日まで（5か月）
②令和5年6月15日から令和5年9月14日まで（3か月）
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、①水道機工株式会社及び②株式会社水機テクノスは、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載して虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事の発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局長より監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また①水道機工株式会社は、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、同日、同局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。

さらに①水道機工株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、同局長から監督処分（指示）を受けたものである。

5 指名停止措置理由

当該業者たる①水道機工株式会社及び②株式会社水機テクノスが建設業法違反行為で国土交通省関東地方整備局長から監督処分を受けたことは、防衛省における「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。従って、本件については、①水道機工株式会社及び②株式会社水機テクノスにそれぞれ指名停止5か月及び3か月を適用する。

<指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1月以上9月以内